

改正後（案）	現行	備考
<p><u>新潟市住宅政策推進有識者会議開催要綱</u></p> <p>（目的）                      第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、<u>本市の住宅政策</u>を的確に推進するにあたり、有識者等からの<u>意見を聴取するため、新潟市住宅政策推進有識者会議</u>（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（所管事項）                      第2条 会議では、次のことについて意見を<u>聴取する</u>。                      (1) <u>新潟市住生活基本計画</u>に関すること                      (2) <u>新潟市空家等対策計画</u>に関すること                      (3) <u>新潟市マンション管理適正化推進計画</u>に関すること                      (4) その他、<u>住宅政策を推進するにあたり</u>市長が必要と認めること  <u>（削除）</u></p> <p>【中略】</p> <p>（会議）                      第6条 会議は、市長が召集する。                      2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。                      3 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定に関するものであるときは、非公開とすることができる。  <u>4 市長が必要と認めるときは、WEB会議の開催を可能とする。ただし、WEB会議には全部または一部の委員が出席できるとし、出席は集合形式の会議に出席した場合と同様に扱うこととする。</u></p>	<p><u>にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議開催要綱</u></p> <p>（目的）                      第1条 新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、<u>にいがた住まい環境基本計画及び新潟市空家等対策計画</u>を的確に推進するにあたり、有識者等からの<u>意見聴取を</u><u>図るため、にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議</u>（以下「会議」という。）を開催する。</p> <p>（所管事項）                      第2条 会議は、次のことについて意見を<u>述べる</u>。                      (1) <u>にいがた住まい環境基本計画の推進</u>に関すること                      (2) <u>にいがた住まい環境基本計画の改定</u>に関すること                      (3) <u>新潟市空家等対策計画の推進</u>に関すること                      (4) <u>新潟市空家等対策計画の改定</u>に関すること                      (5) その他、市長が必要と認めること</p> <p>【中略】</p> <p>（会議）                      第6条 会議は、市長が召集する。                      2 市長が必要と認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。                      3 会議は、原則公開とする。ただし、会議の内容が新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第16条の規定に関するものであるときは、非公開とすることができる。</p>	

